

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和3年4月28日（令和3年（行個）諮問第63号），同年5月13日（同第69号ないし同第71号），同月26日（同第81号ないし同第88号），同月31日（同第90号ないし同第92号）及び同年6月8日（同第98号ないし同第100号）

答申日：令和4年3月24日（令和3年度（行個）答申第173号ないし同第187号及び同第189号ないし同第191号）

事件名：本人が特定日に発送した「お願い」に関する文書等の不開示決定に関する件

本人が行った開示請求に関する文書の開示決定に関する件

本人に係る特定年月の供託の通知を受け取ってから処理するまでの文書の開示決定に関する件

本人が行った開示請求に関する文書の開示決定に関する件

本人が行った開示請求に関する文書の開示決定に関する件

本人の面接等に関する文書の開示決定に関する件

本人が提出したお願い等に関する文書の開示決定に関する件

特定期間の本人に関する文書の開示決定に関する件

特定期間の本人に関する文書の開示決定に関する件

特定期間に本人がお尋ね等をしたことに係る文書の開示決定に関する件

特定期間に本人がお尋ね等をしたことに関する文書の開示決定に関する件

本人が特定税務署長等に謝罪のお願い等をしたことに関する文書の開示決定に関する件

本人が行った開示請求に関する文書の開示決定に関する件

本人が行った開示請求に関する文書の開示決定に関する件

本人が行った開示請求に関する文書の開示決定に関する件

本人が行った開示請求に関する文書等の不開示決定に関する件

本人が特定日に郵送した「お願い」に関する文書の開示決定に関する件

本人が国税庁長官に宛てた文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の4欄に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、開示請求に形式上の不備が

あるとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、別表の3欄に掲げる日付及び文書番号により別表の2欄に掲げる者（以下、順に「処分庁1」ないし「処分庁12」といい、併せて「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分18」といい、併せて「原処分」という。）につき、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書

別紙の1ないし18のとおり。

(2) 意見書

別紙の19ないし34のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、各理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件各開示請求等について

本件各開示請求は、審査請求人が処分庁に対して、法12条に基づき、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件各開示請求の手續に形式上の不備（本人確認書類の未提出）があるため、相当の期間を定めて補正を求めたが補正されなかったことから、法18条2項の規定により不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 求補正の経緯等について

本件各開示請求に係る求補正の経緯等について処分庁に確認したところ、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、郵送により本件各開示請求を行ったが、法13条2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類として、運転免許証及び住民票の写しの各複写物を提出した。

イ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）14条2項2号において、開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合には、住民票の写し又は本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類の提出を求め

ている。この点、開示請求者が住民票の写しのコピーを提出したにすぎなかった場合には、処分庁は補正を求めるべきとされている（平成30年度（行個）答申第1号）。

ウ 処分庁は、文書により審査請求人に対し、「住民票の写し」の提出を求めるとともに、当該書類が提出されない場合には、形式上の不備による不開示決定を行う旨の連絡を行った。

エ これに対し、審査請求人は、補正の期限までに施行令14条2項2号に基づく住民票の写し等を提出しなかった。

オ 処分庁においては、補正の期限までに補正されなかったことから、本人確認書類の未提出という形式上の不備を理由に原処分を行った。

(2) 検討

審査請求人は、形式上の不備を理由に不開示とされたことを不服として審査請求をしていると解されるところ、審査請求人に対する求補正の経緯は上記(1)のとおりであり、処分庁は求補正書において、相当の期間を定め、住民票の写しの提出を求める求補正を行っており、当該求補正に係る補正期間の設定についても、その手続に法13条3項の規定に照らして不適切な点は認められない。

また、審査請求人は、上記の求補正に対し、住民票はコピーで良いと理解しているため補正しない旨を主張する等し、補正の期限までに施行令14条2項2号に規定する住民票の写し等を提出しなかった。

そうすると、本件各開示請求には、本人確認書類の未提出という形式上の不備があり、審査請求人が適正な補正の求めに応じず、形式上の不備は補正されなかったと認められる。

3 結論

以上のことから、本件各開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、本人確認書類の未提出という形式上の不備があると認められるので、原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和3年4月28日 諮問の受理（令和3年（行個）諮問第63号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年5月13日 諮問の受理（令和3年（行個）諮問第69号ないし同第71号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同月26日 諮問の受理（令和3年（行個）諮問第81号ないし同第88号）

- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑦ 同月 3 1 日 諮問の受理（令和 3 年（行個）諮問第 9 0 号ないし同第 9 2 号）
- ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑨ 同年 6 月 8 日 諮問の受理（令和 3 年（行個）諮問第 9 8 号ないし同第 1 0 0 号）
- ⑩ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑪ 同月 9 日 審査請求人から意見書 1 及び資料 1 を収受（令和 3 年（行個）諮問第 6 3 号）
- ⑫ 同月 1 0 日 審査請求人から意見書 2 及び資料 2 を収受（令和 3 年（行個）諮問第 7 0 号）
- ⑬ 同月 1 1 日 審査請求人から意見書 3 及び資料 3 を収受（令和 3 年（行個）諮問第 6 9 号）
- ⑭ 同月 1 4 日 審査請求人から意見書 4 及び資料 4 を収受（令和 3 年（行個）諮問第 7 1 号）
- ⑮ 同年 7 月 1 5 日 審査請求人から意見書 5 及び意見書 6 並びに資料 5 及び資料 6 を収受（令和 3 年（行個）諮問第 8 1 号及び同第 8 5 号）
- ⑯ 同月 2 6 日 審査請求人から意見書 7 ないし意見書 1 2 及び資料 7 ないし資料 1 2 を収受（令和 3 年（行個）諮問第 8 2 号ないし同 8 4 号，同第 8 6 号，同第 8 7 号及び同第 9 0 号）
- ⑰ 同月 2 9 日 審査請求人から意見書 1 3 ないし意見書 1 5 及び資料 1 3 ないし資料 1 5 を収受（令和 3 年（行個）諮問第 8 8 号，同第 9 1 号，同第 9 2 号及び同第 9 8 号）
- ⑱ 同年 8 月 1 2 日 審査請求人から意見書 1 6 及び資料 1 6 を収受（令和 3 年（行個）諮問第 9 9 号）
- ⑲ 令和 4 年 3 月 3 日 審議（令和 3 年（行個）諮問第 6 3 号，同第 6 9 号ないし同第 7 1 号，同第 8 1 号ないし同第 8 8 号，同第 9 0 号ないし同第 9 2 号及び同第 9 8 号ないし同第 1 0 0 号）
- ⑳ 同月 1 7 日 令和 3 年（行個）諮問第 6 3 号，同第 6 9 号ないし同第 7 1 号，同第 8 1 号ないし同第 8 8 号，同第 9 0 号ないし同第 9 2 号及び同第 9 8 号ないし同第 1 0 0 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、各開示請求に本人確認書類の未提出という形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合、法13条2項及び施行令14条2項に基づき、本人確認書類の提出が義務付けられており、本件においては、同項1号に定める書類のほか、同項2号に定める「その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの」を提出する必要がある。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、原則として、施行令14条2項2号に定める書類として「住民票の写し」（市町村が発行する公文書）の提出を求めることとしており、「住民票の写し」のコピーによる提出は認めていないとのことであるから、審査請求人が提出した「住民票の写し」のコピーは、本件においては同号に定める本人確認書類とは認められない。

そして、当審査会において各諮問書に添付された開示請求に係る資料を確認したところ、原処分に係る経緯はおおむね上記第3の2(1)及び(2)のとおりであり、処分庁が行った求補正の手續に不適切な点は認められず、審査請求人は、「住民票の写し」のコピーで足りると理解しており補正しない旨を主張する等し、補正の期限までに「住民票の写し」を提出しなかったのであるから、当該求補正手續によっても本人確認書類は提出されなかったと認められる。

(3) したがって、本件各開示請求には、本人確認書類の未提出という形式上の不備があり、求補正手續によっても形式上の不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があるとして原処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、上記第2の2のとおり、他の保有個人情報開示請求において「住民票の写し」のコピーにより開示決定が行われた旨主張するが、施行令の規定及び処分庁の取扱いは上記2(1)及び(2)のとおりであり、また、他の処分が本件各開示請求に係る処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないから、審査請求人の当該主張は採用できない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の各開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求に本人確認書類の未提出という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙（審査請求の理由）

1 審査請求書1（令和3年（行個）諮問第63号）

（1）国税庁に令和2年10月22日に保有個人情報を開示請求しました。この時住民票の写しはコピーでした。

そして、令和2年11月19日付特定文書番号A文書「保有個人情報の開示をする旨の決定について」が届きました。

尚、資料もいただきました。

よって、上級庁がコピーで認めている。一部写しを添付します。

（2）総務省の情報公開・個人情報保護審査会事務局からも、住民票の写しのコピーで開示していただきました。一部写しを添付します。

（略）

2 審査請求書2（令和3年（行個）諮問第69号）

総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局に保有個人情報の開示請求を住民票の写しのコピーでしました。

そして、総務大臣から開示の決定をいただきました。令和2年11月13日付特定文書番号Bでした。

又、資料もとどきました。

総務省に住民票の写しのコピーだったこと、確認してください。

さらに、国税庁長官、あなたからも住民票の写しのコピーで開示決定していただきました。

以上、関係資料の一部、写しを添付します。

3 審査請求書3（令和3年（行個）諮問第70号）

（1）国税庁に令和2年10月22日に保有個人情報を開示請求しました。この時住民票の写しはコピーを添付しました。そして、令和2年11月19日付特定文書番号A文書「保有個人情報の開示をする旨の決定について」が届きました。資料をいただきました。（しかし資料はふせんめいで資料としては？）

よって、住民票のコピーで国税庁はみとめている。

（2）総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局からも住民票の写しのコピーで開示していただきました。

※ 上記（1）及び（2）の各一部分を添付しておきます。

4 審査請求書4（令和3年（行個）諮問第71号）

（1）私は、令和2年10月20日に総務大臣に、保有個人情報開示請求書を郵送しました。

この時、住民票については、住民票の写しのコピーをつけました。

補正は求められませんでした。

そして、令和2年11月13日付特定文書番号Bを受け取りました。

内容は開示する旨の決定でした。

(2) 平成15年頃にも、上記内容と一緒にものを内かく情報審査会にした時にも、住民票の写しのコピーでよかったです。

(3) 昨年2回程、国税庁にも、個人情報をもとめたいにも住民票の写しもコピーでした。

この時、開示決定をしてくれました。

(4) さて、国税庁長官「3. 1. 25 収受された保有個人情報開示請求書の補正のもとめについて」ですが、特定税務署長Cにお願いしました

あなたにおききくださいと伝えました。これについて、特定税務署長Cからお尋ねがなかったのでしょうか？

以上等理由と、関係する資料の一部を添付します。(写しです。)

5 審査請求書5 (令和3年(行個)諮問第81号)

私は令和2年10月20日に総務大臣に保有個人情報開示請求書を郵送しました。

この時に住民票の写しのコピーを添付しました。

総務大臣からは、補正(住民票の原本の提出)を求められませんでした。

(略)

よって、住民票はコピーで良いと思っております。

又、国税庁長官、昨年2回ですが、国税庁にも保有個人情報を求めました。住民票の写しもコピーでした。この時、開示決定をしてくれましたよ。

うそつきですか国税庁は。

関係書類をてんぶしておきます。

6 審査請求書6 (令和3年(行個)諮問第82号)

(1) 昨年2回、ひとつは、前国税庁長官に保有個人情報を求め、(この時住民票はコピーでした。)開示決定をしていただきました。

又、もうひとつも、これは国税庁長官でしたか、住民票のコピーで、開示決定をしていただきました。資料もいただきました。

(2) 他には、情報公開審査会からも、私の保有個人情報についても、住民票のコピーで開示決定していただきました。

令和2年11月13日付特定文書番号Bです。決定していただいたのは総務大臣でした。(略)総務大臣に確認してください。

以上等により、至急、開示をしていただきたいと思います。

一部関係する資料を添付しておきます(コピーですが。)さんこうにしてください。

(略)

7 審査請求書7 (令和3年(行個)諮問第83号)

私は、令和2年10月20日に総務大臣あてに、保有個人情報開示請求書をしました。

住民票のコピーを同封しました。

総務大臣からは住民票の原本を提出するようにと補正がありませんでした。

今回、国税庁長官から、住民票の原本を要求されましたが、以前の保有個人情報開示請求（令和2年10月22日收受）では、住民票のコピーをしました。この時は原本を提出するようにはなかったです。そして、保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（特定文書番号A，令和2年11月19日付）をしていただきました。

あまりにも、ムジユンしていませんか。

又、もう一件（これよりももっと先で前国税庁長官からも開示していただきました）。

資料一部添付します。

以上より、原処分7を取りけしてください。

あるいは、以前開示していただいた内容をひていされますか。国税庁の都合の良いようにしているのですか。行政事務をへいてんしたらどうですか。

8 審査請求書8（令和3年（行個）諮問第84号）

総務大臣から、又国税庁長官からも、前国税庁長官からも、住民票の写しのコピーで、保有個人情報について開示する旨の決定をもらいました。

そして、資料をいただきました。

（略）

9 審査請求書9（令和3年（行個）諮問第85号）

資料①のとおり、総務省から住民票のコピーで、保有個人情報の開示する旨の決定を受けました。

そして資料も届きました。

資料②のとおり、国税庁長官、あなたからも、保有個人情報の開示をする旨の決定を住民票のコピーでいただきました。

そして、資料もいただきました、（しかし資料はふせんめいな部分もあり、いただけませんでした。）

以上です。

10 審査請求書10（令和3年（行個）諮問第86号）

（1）私が開示請求した名称について、いただいた原処分10の開示請求に係る保有個人情報の名称等のランについて、一部本の少し相違がみとめられます。

（2）住民票の写しのコピーでも良いと思います。

総務大臣からも、又、国税庁長官からも、保有個人情報について、コピーで、開示決定していただきました。

以前からだしている審査請求書で、関係しているものがありますので、そこに添付された、参こう資料をみてください。

11 審査請求書11（令和3年（行個）諮問第87号）

昨年2回、ひとつは前国税庁長官に保有個人情報を求め、この時、住民票はコピーでした。そして、開示決定をしていただきました。

又、もうひとつですが、国税庁長官、あなたから、住民票のコピーで、開示決定をしていただきました。資料も応じていただき、もらいました。

他には、情報公開審査会事務局からも、住民票のコピーで保有個人情報を開示決定していただきました。

令和2年11月13日付特定文書番号Bです。総務大臣の名で決定していただきました。

上記についての書類のコピーを一部添付します。

以上。

1 2 審査請求書12（令和3年（行個）諮問第88号）

令和2年10月20日に総務大臣に保有個人情報開示請求を住民票のコピーで申請しました。

なんら住民票の写しの原本をとかいう補正もありませんでした。

コピーで開示決定する旨の通知をいただきました。

国税庁にも、昨年2回保有個人情報をしました、この時も住民票の写しでOKでした。

なぜ、国税庁長官が住民票のコピーで良かったものが、今回、だめなのですか、教えてください。法律が住民票のコピーで良かったのが、法律でもかわりましたか。国税庁は法に基づいてコピーが良いとして、決定されたのですよ。特定税務署Eをご指導ください。

尚、関係書類は、令和3年2月22日に国税庁に審査請求書を提出しました、原処分4文書に、さんこうしょるいを添付しました。それをさんこうにしてください。

1 3 審査請求書13（令和3年（行個）諮問第90号）

総務大臣から、国税庁長官から、住民票のコピーで、保有個人情報について開示する旨の決定をいただき、そして、資料も請求どおりに届きました。

以上、すでに住民票のコピーで開示決定をしていただいております。手のひらをかえさないでください。

1 4 審査請求書14（令和3年（行個）諮問第91号）

令和2年10月20日に総務大臣に保有個人情報開示請求書を住民票のコピーで申請をしました。

この時、住民票の原本を提出しなさいという補正もありませんでした。

そして、住民票のコピーで開示決定の通知を受けました。そして、資料も実施していただきました。

他には、国税庁にも2回程、住民票のコピーで、あなた、国税庁長官、そして前国税庁長官お二人から、住民票のコピーで決定していただきました。

補正もありませんでした。

そして、資料も実施していただきました。

ありがとうございました。

しかし、今回等は国税庁も、国税局も、そして、ある税務署からは開示をしない旨の決定でした。

おかしいことが起こっています。

ある審査請求書（提出済）には資料がついております。

さんこうにしてください。

1 5 審査請求書 1 5（令和 3 年（行個）諮問第 9 2 号）

令和 2 年 1 0 月 2 0 日に総務大臣に保有個人情報開示請求を住民票のコピーで申請しました。

住民票の写しの原本をとかいう補正もありませんでした。

コピーで開示決定する旨の通知をいただきました。

国税庁にも昨年 2 回保有個人情報をしました。国税庁長官、この時も、一通はあなたから、もう一通は前国税庁長官でした。

良く調べていただいて、又、総務大臣にもかくにんしていただけてください。

住民票のコピーで良かったものがなぜ、駄目になるのですか。今回、だめなのなら、前はまぼろしですか。

他にも審査請求をしています。添付した書類をみてください。

1 6 審査請求書 1 6（令和 3 年（行個）諮問第 9 8 号）

私は以前、前国税庁長官、又、国税庁長官から、住民票のコピーで、保有個人情報について 2 回決定をしていただきました。

又、総務大臣からも住民票のコピーで保有個人情報について、決定をしていただきました。

尚、令和 3 年 3 月 9 日に国税庁長官に審査請求書（原処分 1 7）を郵送しました。あわせて、上記 3 件に関する資料をも添付しました。

これをさんこうにしてください。ありがとうございます。

1 7 審査請求書 1 7（令和 3 年（行個）諮問第 9 9 号）

（1）前国税庁長官から住民票のコピーで「保有個人情報の開示をする旨の決定について」特定文書番号 C 令和 2 年 6 月 1 7 日付を決定していただきました。

関係書類は令和 3 年 3 月 9 日にゆうパックで郵送しました。それを参こうにしてください。

（2）国税庁長官から住民票の写しのコピーで「保有個人情報の開示をする旨の決定について」特定文書番号 A 令和 2 年 1 1 月 1 9 日付を決定していただきました。

関係書類として、先にゆうパックで郵送しました（3. 3. 9 です）それを参こうにしてください。

(3) 総務大臣から住民票のコピーで「保有個人情報の開示をする旨の決定について」特定文書番号B令和2年11月13日付を決定していただきました。

関係書類は令和3年3月9日にゆうパックで郵送しました。それを参こうにしてください。

以上、先ばしって、関係書類を先ばしり、ゆうパックにて郵送しました。

(略)

18 審査請求書18 (令和3年(行個)諮問第100号)

(1) 個人情報の名称について、特定されていない旨の補正も、私はお尋ね、苦情、お願い、行政文書関係、保有個人情報関係等と名称をしめしました。これらのそれぞれのつづりをみたら良いのではありませんか。

この程度のごとで国税庁の事務はもらいのですか(言葉がわかりません)うたがいたくなります。特定できる。

(2) 前国税庁長官から住民票のコピーで「保有個人情報の開示をする旨の決定について」特定文書番号C令和2年6月17日を決定していただきました。

令和3年3月24日收受していただいた「審査請求書(3.2.10付官公1-10関係)」の添付資料をさんこうにしてください。

(3) 国税庁長官からも住民票の写しのコピーで「令和2年11月19日付特定文書番号A保有個人情報の開示をする旨の決定について」をいただきました。

令和3年3月24日收受していただいた「審査請求書(令和3年2月10付官公1-10関係)」の添付資料を参こうにしてください。

(4) 総務大臣から住民票のコピーで「令和2年11月13日付特定文書番号B 保有個人情報の開示をする旨の決定について」をいただきました。

令和3年3月24日に收受していただいた「審査請求書(令和3年2月10付官公1-10関係)」に關係資料が添付されています。参こうにしてください。

(5) 財務大臣からも住民票のコピーで「令和3年4月5日付特定文書番号D 保有個人情報開示決定通知書」をいただきました、そして資料も取得しました。

参こう資料として、上記決定通知書のコピーを添付しておきます。

(略)

19 意見書1 (令和3年(行個)諮問第63号)

私は、住民票の写しのコピーを添付して、処分庁1へ開示請求を行ないました。(收受令和3年1月6日)

前国税庁長官に令和2年3月24日及び国税庁長官に令和2年10月21日に住民票の写しのコピーを添付して、個人情報の開示請求をしました。

そして、各々「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」を受取りました。

なぜ、国税庁長官は、ご自分が行なった事（行政ですか）を無視して、貴審査会に、諮問したのでしょうか。私には理由が理解できません。納得できません。

理由説明書に住民票の写しのコピーで開示をする旨の決定をしたことも、あわせて説明していただきたかったです。

私は審査請求書にも、この事を書きました。相反することについてもやはり説明するべきではありませんか。国税庁の良いように書いているだけです。

（略）

尚、審査請求書にも開示決定に関する書類を添付しました。

理由説明書の2（1）口に記入されている、「平成30年度（行個）答申第1号」について、どのような内容のものかわかる様に、その資料をつけていただきたかったです。

「処分庁は補正を求めるべきとされている」とありますが、なぜ、国税庁長官は、ご自分が開示決定をされた時には、「平成30年度（行個）答申第1号」を知らなかったのでしょうか？

開示決定をうけて、資料も請求し、受取りました。

もし、知らなかったら、2件の開示をする旨の決定を取り下げる事をされるのでしょうか。審査会事務局長、どのようになるのでしょうか。ご教示ください。

以上のような事から、総合的に判断をすれば、今回の審査請求は、審査請求人の主張のとおりで良いと思います。

（略）

処分庁1から「保有個人情報開示請求書の補正の求め」を頂いた時に「住民票の写しは複写物ではなく、市役所等で発行された「住民票の写し」（開示請求をする日の30日前以内に発行されたもの）の提出が必要である旨」の記入がありましたが、私は次のような事を書き、令和3年1月20日に発送しました。

国税庁長官から住民票のコピーで開示決定を頂いた旨を記してご回答をしました。

理由説明書では「住民票はコピーで良いと私は理解しています」と住民票の写し等を提出しなかった」とありますが、国税庁長官からの開示決定があったことは、なぜ、記入しないのですか？卑怯ではではないですか、そう思いませんか？

又、「住民票の写し等を提出しなかった」の「等」は何を意味しているのですか？もし、「等」について、別の方法があったのでしょうか？

ご説明がたりません。

尚、人事院中部事務局の情報公開の資料を添付しました。（参考資料 7）

これについて「等」になるか判かりませんが、審査会ご検討ください。

「等」について、何かあるなら、なぜ、その「等」についても記入しなかったのでしょうか。

この「理由説明書」を書いた担当者と審査会事務局に諮問した担当者、そして、私が国税庁長官のお二人から開示をする旨の決定を受けた時の担当者も同じ方ではないのですか？二枚舌を使われたのでしょうか。このように思ってしまいます。

「形式上の不備を理由に原処分を行った」とありますが、元国税庁長官及び国税庁長官が私に行なった開示する旨の決定（通知）は形式上の不備の理由がなかったから、決定を通知をしたのでしょうか。

（略）

理由説明書の 2（2）の検討で「また審査請求人は上記の求補正に対し、住民票はコピーで良いと理解しているため、補正しない旨を主張し、施行令 14 条 2 項 2 号に規定する住民票の写し等を提出しなかった。」とありますが、やはり、写し等の「等」についても説明するべきである。

（略）

先の 2 件のように開示決定を住民票のコピーで申請しているのに、なぜ、このように手のひらを返すような、卑劣なことをやるのでしょうか。事務局長、どう思われますか。貴方のご意見をききたいです。

それなら、2 件の開示決定の旨を取り消し、謝罪すべきだと思います。

私は、大阪国税局の事案も、他の事案についても、「保有個人情報の開示をしない旨の決定について」を取り消しを求めることについて、審査請求書のとおり、認めるべき裁決をするべきだと思います。

次に、他の官公庁の事案についてもみていきたいと思います。

まずは今回の諮問番号、令和 3 年（行個）諮問第 63 号についてです。

大阪国税局に関することから、意見等をのべていくことにします。

（1）参考資料 1 について

大阪国税局に関する事、全部コピーをしました。

国税庁長官が諮問するにあたり、又、理由説明書を提出するにあたり、私の審査請求書の写しも、一緒に審査会事務局に提出しているのか、理由説明書からでは、認められませんので、書きしるします。

審査請求書の理由は、次のとおりです（上記 1 同旨。）。

国税庁からも、貴審査会事務局からも、住民票の写しのコピーで個人情報を開示していただきました。

貴審査会事務局からの資料は、参考資料 2 のとおりです。

尚、決定通知書は総務大臣からでした。

「補正の求め」についても理由説明書を見ると、「住民票はコピーで良いと私は理解しています」として、補正をしない旨記載しとありますが、一応補正の内容を全部書きしるします（略）

「私は理解しています」というのは、住民票のコピーで国税庁長官から個人情報を開示していただいたからです。

（略）

さて、処分庁1からの補正の求めですが、「住民票の写しを提出してください」であって、理由説明書の住民票の写し等の補正ではありません。

なぜ、写し等の等を教えてくれなかったのでしょうか。

よって、理由説明書にうそがまじっています。

（2）参考資料2について

貴情報公開・個人情報保護審査会事務局からの「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」を総務大臣のお名前でいただいたものです。資料をコピーしました。

令和2年10月20日（火）に個人情報の請求書を郵送しました。添付書類として、免許証のコピーと住民票の写しのコピーも一緒に同封しました。

大阪国税局の事案についても、審査請求書に住民票のコピーで、総務省からも開示決定の旨の通知を受けたこと記入しました。

決定にともない、資料の実施を申しました。令和2年11月19日に郵送しました。

令和2年11月27日に資料が届きました。

（略）

国税庁はうそつきです。今回のことも、住民票のコピーで2件も「開示する旨」をしているのですよ。

まして、貴総務省審査会も住民票のコピーで開示ですよ。

（略）

以上のように、貴審査会事務局からの開示決定に関することも判断してください。

尚、いただいた資料の99%は、国税庁への別件審査請求書に添付してあります。

まだ、これは諮問した通知とかは届いていません。

（略）

2件も開示しておきながら、今回のこれは不開示です。

住民票の原本を求めてきました。住民票のコピーで開示したのに、恥知らずですね。

（3）参考資料3について

国税庁長官から、住民票のコピーで開示をする旨の決定をいただいたことに関するものです。全部コピーしました。

令和2年3月24日（火）に、国税庁長官へ保有個人情報開示請求書を郵送しました。

この時、本人確認書類を入れわすれました。

令和2年3月28日（土）に返信用封筒で控（2. 3. 26 収受）がもどりました。

同時に国税庁の封筒で令和2年3月27日で事務連絡が届きました。

運転免許証の写しと住民票を提出する旨及び請求する文書について、特定するために電話連絡する旨でした。

開示決定等の期限の期間計算には算入されませんの文言はありませんでした。

担当者は特定職員Fでした。

令和2年4月7日付特定文書番号Eの「保有個人情報開示請求書の補正の求め」国税庁長官から令和2年4月9日（木）に届きました。

前回の事務連絡と同じでした。

今回は「開示決定等の期限の期間計算には算入されません」の文言がありました。

令和2年4月18日（土）に特定郵便局のポストへ投函しました。

内容は、住民票のコピーと運転免許証のコピー

それと個人情報の特定に関することを書きました。

令和2年5月1日付特定文書番号Fの「保有個人情報開示請求書の補正の求め」が再度 令和2年5月7日に届きました。

お手紙をさしあげた内容では特定できないとのことでした。添付書類については、住民票のコピーで良かったみたいです。

じょうずに補正を書けませんが、令和2年5月14日に補正書を郵送しました。

やはり伝わらないみたいで、令和2年5月23日（土）に、担当者の特定職員Fから連絡の手紙を受取りました。

（略）

令和2年5月26日（火）に補正書を郵送しました。

令和2年6月19日（金）に令和2年6月17日付特定文書番号C文書「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」が届きました。

（略）

令和2年6月23日（火）に資料請求の申出書を国税庁長官へ郵送しました。

申出書の控（2. 6. 24 収受）と資料が令和2年7月1日（水）に届きました。

(略)

以上のように意見として何度もいいますが、国税庁長官から住民票のコピーで開示決定をしていただきました。よろしく、ご検討を審議委員のかたお願いいたします。

(4) 参考資料4について

国税庁長官から、住民票のコピーで開示をする旨の決定をいただいた事に関するものです。全部コピーしました。

令和2年10月21日(水)に、国税庁長官へ「保有個人情報開示請求書」を郵送しました。運転免許証のコピーと住民票のコピーを添付しました。

令和2年10月21日(水)に私の返信用封筒にて、控(2.10.22收受)が届きました。

令和2年11月21日(土)に、令和2年11月19日付特定文書番号A文書「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」及び、令和2年11月19日付特定文書番号G文書「保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)」の2枚が届きました。

開示をしないこととした理由が「保有していないため」とありました。

私は「苦情」の文書を郵送しています。

なくしたのかなと思いました。

苦情の返答はありませんでした。

令和2年11月24日に資料請求の申出書を国税庁長官へ郵送しました。

令和2年12月2日(水)に資料が届きました。

(略)

以上のことから、何度も言います。

国税庁長官からも住民票のコピーで開示決定をしていただきました。

よって、私の審査請求書のとおり、取りけしの裁決をするべきです。

(5) 参考資料5について

(略)

令和3年4月5日付特定文書番号D文書「保有個人情報開示決定通知書」が届きました。

この開示請求も住民票のコピーです。

又、令和3年4月5日付特定文書番号D文書「保有個人情報不開示決定通知書」が一緒に届きました。

2件とも財務大臣です。

令和3年4月9日(金)に、財務大臣あてで資料の請求をしました。

令和3年4月17日(土)に資料が届きました。

以上のように、住民票のコピーで決定していただきました。

何度でも言います。

貴審査会事務局から総務大臣の名で、国税庁長官からも2件、及び財務大臣からも、住民票のコピーで決定通知をいただきました。

(略)

(6) 参考資料6について

人事院中部事務局(1)

全部コピーしました。

住民票はコピーでよいように思えてきます。

令和2年11月17日(火)に、人事院総裁へ、「保有個人情報開示請求書」を郵送しました。

令和2年11月26日(木)に令和2年11月24日の「保有個人情報開示請求書」についてが、人事院人事行政情報センター情報公開担当から届きました。

内容は、人事院中部事務局に転送した旨でした。

令和2年11月28日(土)に人事院中部事務局から手紙が届きました。保有個人情報開示請求書について(補正の求め)でした。

宛先等の修正をした旨、住民票の写しのお願いでした。住民票のコピーではなく、住民票の写しの原本及び開示対象文書の範囲の確認でした。

今回の原本はすでにあるところで使用済みではありません

私は資料も欲しかったので、新たに交付を受けました。(令和2年12月7日発行です。)

そして郵送しました。

(略)

令和2年12月14日付で補正の求めが届きました。文書については、書いてあるとおりにまかせました。(略)

令和2年12月23日(水)に令和2年12月22日付特定文書番号H文書「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」が人事院中部事務局長の名で届きました。全部開示でした。

令和3年1月12日(火)に資料の請求の為、申出書を郵送しました。一週間くらい要するものと思っておりましたら、すぐに届きましたのでびっくりしました。

住民票の原本は、開示請求をする日の30日前以内に発行されたものをこれまで求められて来ました。

意見をのべさせていただきます。

人事院中部事務局は、開示請求をしたからあとの交付日でした。

これで開示をする旨の決定をしていただきました。

本人確認書類については、法13条12項及び施行令14条2項2号に基づくとあるみたいですが、貴審査事務局が住民票のコピーで良かったように、開示請求をした日からあとの住民票で開示していただいたように、

本人確認ができれば良いのではないですか。

そう思いませんか。

国税庁も2回住民票のコピーで開示しました。

もう一度、言います。そんなにげんかくなる必要があるのでしょうか。確認するための書類だと思います。

国税庁の理由説明書にある住民票の写し等の等として考えたらいいと思います。

ちがうというなら、貴審査会事務局，総務大臣，財務大臣，前国税庁長官，現国税庁長官，人事院中部事務局長の全員が法律にはずれた事をされたということですね。

(略)

(7) 参考資料7について

人事院中部事務局(2)

全部コピーしました。

もう一度、人事院中部事務局に、開示請求しました。

住民票はコピーでも良いように更に思いました。

人事院中部事務局が前回の請求日後の住民票の原本を確認したから、今回は付度してくれたのでしょうか。

国税庁の理由説明書にある住民票の写し等の「等」に該当するのでしょうか。(略)

令和3年1月28日(木)に、人事院中部事務局長へ「保有個人情報開示請求書」を郵送しました。

運転免許証のコピーと住民票のコピーを添付しました。

令和3年2月9日(火)に「保有個人情報開示請求書について(補正の求め)」が届きました。

開示対象文書の範囲の確認が詳細に書かれていて、良く調べていただいています。この補正でした。

国税庁とははっきり違います。はなから調べられないと決めているだけです。

親切な心くばりを感じました。

それと、やはりい、住民票のコピーではなく、「住民票の写し」の原本の補正でした。

個人に関する情報が誤って、他人に開示されてしまうことを防ぐために必要な手続きとなりますので、ご理解くださいでした。

どういうところに書かれていることなのか、私にはわかりませんが、実に気持ちの良い説明と思いました。

しかし、私はこの補正について失念しておりました。

令和3年3月6日(土)に「郵便物等ご不在連絡票」が届いておりまし

た。簡易書留とあります。

令和3年3月9日（火）に特定郵便局で受取りました。

内容は令和3年3月5日付「保有個人情報開示請求書について（補正の求め）」を再度受取りました。資料7-P10をみてください。

住民票の写しに代わる別添「確認書」の提出をお願いします。

又、次のようにも説明されています。

〔「確認」の提出について〕

令和3年1月29日（金）に「住民票の写し」のコピーを提出されたことから、その原本の提出をお願いしたところですが、期限までに提出がなされなかったことから、提出が困難な状況にあると推察いたしますので、別添「確認書」に必要事項を記入し御返送いただくことで本人確認資料に代えさせていただきます。とありました。

令和3年3月10日（水）に「確認書」を人事院中部事務局人事行政情報コーナーの担当者に郵送しました。

その後、令和3年3月19日（金）に人事院中部事務局長から、令和3年3月18日付特定文書番号I文書「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」を受取りました。全部開示でした。

以上のことから、補正の通知の「確認書」と開示決定があったことを、わたしの意見として、とらへてください。

（8）参考資料8について

厚生労働大臣関係です。

一応コピーをとりました。

令和2年11月17日（火）に、厚生労働大臣に「保有個人情報開示請求書を郵送しました。

請求する文書は下記のとおりでした。（略）

令和2年11月28日（土）に厚生労働省大臣官房総務課公文書監理情報公開室から、令和2年11月26日付「開示請求内容の補正について（依頼）」が届きました。

内容については、（略）

尚、「住民票の写し」について、住民票のコピーではないとのご指導でした。

令和2年12月3日（木）に厚生労働大臣に、「～補正について（依頼）」についてを郵送しました。

取り下げのつもりはないこと。と、あらたに住民票の写しの交付を受け、同封しました。

令和2年12月24日に「郵便物等ご不在等連絡票」がありました。

令和2年12月28日（月）に、特定郵便局にて受取りました。

内容は、令和2年12月22日付特定文書番号J「保有個人情報の開示

をしない旨の決定について（通知）」を厚生労働大臣からでした。

この場合の開示をしない旨の決定についてですが、「住民票の写し」は請求日からあとの発行日です。

◎人事院中部事務局の第一回目と同じです。

請求日前30日以内ではありません。

以上、私はやはり住民票のコピーでも良いと思います。

尚、補正の通知が申請者本人に届いているわけです。まして、補正等を記入して、おり返しの連絡があるわけですから、住民票のコピーでも良いと思います。

もし、うたがうなら、補正の回答があれば、これで本人確認がとれたことになりませんか。審議委員の方方どのように思われますか。

（略）

（9）参考資料9について

特定労働局に関する資料をコピーしました。

令和3年1月27日（水）に特定労働局へ「保有個人情報開示請求書」を郵送しました。

令和3年2月6日（土）に特定労働局総務部総務課より、「住民票の写し（原本）の送付のお願いについて、が届きました。

私はそのままにしておきました。

「住民票の写し」の原本を補正として郵送していないのに、とつぜんの「サプライズ」でした。

令和3年2月23日（火）に、令和3年2月18日付特定文書番号K「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」を特定労働局長から受取りました。

ということは、住民票のコピーで良いと思いました。

令和3年2月24日（水）に資料請求の申出書を郵送しました。

（略）

令和3年3月2日（火）に、特定郵便局にて、受取りました。資料が届きました。

令和3年3月4日（木）に令和3年3月3日付「住民票の写し」（原本）の送付のお願いについてが特定労働局総務部総務課から届きました。

私の希望どおり、住民票のコピーで決定通知をいただいたのですから、その後何も連絡していません。現在、令和3年6月7日までまだ連絡もありません。

もし、住民票の写しをだせと言われても、申請日以降になってしまいます。

よって特定労働局長からも、住民票のコピーで決定していただきました。以上によると

貴審査会事務局，総務大臣と同じです。
又財務大臣と同じです。
前国税庁長官と同じです。
現国税庁長官と同じです。
厚生労働大臣もにたようなもの同じです。
人事院中部事務局長もにたようなもの同じです。
(略)

(10) 参考資料10について

国税庁に関することです。コピーを添付します。

令和2年8月28日(金)に，国税庁長官へ(略)「お願い」に関する
ことで保有個人情報開示請求書を令和3年1月6日(水)に発送した件に
ついてです。

ただし住民票のコピーで開示請求をしました。

しかし，今回は「保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通
知)」でした。

二度国税庁長官は，開示決定をしているのに，おかしいです。

令和3年3月23日に，審査請求書を提出しました。收受日は，3.3.
24でした。

なぜ，大阪国税局関係で最初に諮問したのでしょうか？

私は上記国税庁長官に審査請求書を一番に諮問していただきたかったで
す。

(略)

貴審査会事務局から住民票のコピーで開示決定していただきいただいた
資料も99%を上記審査請求書に添付しました。

(略)

令和3年1月6日(水)に「保有個人情報開示請求書」を国税庁長官に
郵送しました。住民票のコピーを添付しました。

令和3年1月14日(木)に，令和3年1月12日付特定文書番号L文
書「保有個人情報開示請求書の補正の求め」が国税庁長官から届きました。

「住民票の写し」の原本(開示請求をする30日前以内に発行されたも
の)を提出してくださいでした。

(略)

令和3年1月18日(月)に「補正の求め(苦情です)」を，国税庁長官
に郵送しました。

そして，返信用封とうがもどりましたので100円を返却することにし
て，同封をしました。

令和3年1月30日(土)に，再度「補正の求め」が届きました。

令和3年1月28日付特定文書番号M文書でした。

根拠法令に関するところも送っていただいております。

令和3年2月2日（火）に補正等についてを国税庁長官に郵送しました。
内容は苦情です。

令和3年2月16日（火）に控（収受3. 2. 2）上記補正等がもどりました。

同日に、別封とうで原処分17が届きました。

今回は住民票のコピーでは駄目でした。

すると前回の2件は、そのままでもよろしいのでしょうか。

（略）

令和3年3月9日に審査請求書をゆうパックで添付資料もごっそりつけて、送りました。

（略）

令和3年3月23日（火）（略）に、新たな審査請求書を国税庁長官に郵送しました（参考資料10-71）

そして、ゆうパックで送付した書類はあらたな審査請求書のさんこう資料とさせていただきますと書きました。（10-74～）

（略）

令和3年3月24日（水）に中部管区行政評価局に「お尋ね等」を郵送しました（10-62～）

（略）

令和3年3月26日（金）特定職員Gから書面が届きました（10-82）

令和3年4月1日（木）に国税庁長官に「お願いと返金について」を郵送しました。

令和3年4月30日（金）に審査請求書（収受日3. 3. 24）の控とお願いの控（収受3. 3. 24）が届きました。

控が戻るのになぜ1か月もかかるのでしょうか？

（略）

最後に、もう一度意見をいわせていただきます。

◎貴審査事務局から住民票のコピーで総務大臣の名で、開示をする旨の決定をしていただきました。

◎前国税庁長官から、住民票のコピーで開示をする旨の決定をしていただきました。

◎国税庁長官から住民票のコピーで、開示をする旨の決定をしていただきました。

◎財務大臣から、住民票のコピーで、開示をする旨の決定をしていただきました。

◎人事院中部事務局長から開示請求日のあとの日の交付された「住民票

の写し」原本で開示をする旨の決定についての通知をいただきました。

◎人事院中部事務局長から「住民票の写し」のかわりに「私は、請求者本人である旨を記入した「確認書」で、開示をする旨の決定についての通知をいただきました。

◎厚生労働大臣から、開示請求日のあとの日の交付された「住民票の写し」原本で、一応、書類の保存がない為、不開示決定の通知をいただきました。

◎特定労働局長から、住民票のコピーで開示をする旨の決定をしていただきました。

以上のこと等、これまでの意見等もふまえ総合的に判断していただき、審議してしてください。

(略)

20 意見書2 (令和3年(行個)諮問第70号)

特定税務署Bに関する今回の事案について、一応全部コピーしました。

(添付資料1)

内容を理解していただきたいです。

又、上記19と同内容になりますので、意見として一部コピーしました。

(添付資料2)

ただし、参考資料1～10までのコピーは省略しました。

私は、令和2年10月22日(木)に「保有個人情報開示請求書」を特定税務署長Bに郵送しました。(収受2.10.23)

ただし、住民票の写しのコピーを添付しました。

令和2年11月21日(土)に特定税務署長Bから特定記号B第514号文書(令和2年11月20日付)を受取りました。

「保有個人情報開示請求書の補正の求め」でした。

住民票の写しのコピーでは認められないので、住民票の写しの原本を提出してくれました。

令和2年11月24日(火)に、特定職員Bへのお礼として、〇円を入れ、そして住民票については、「コピーでも良い」として、お願い?お礼の文書を特定税務署長Bそして特定職員Bの連名で郵送しました。

補正には理由説明書にあるような、住民票の写し等の等の記入はありませんでした。

(略)

以前、国税庁長官にあてた保有個人情報開示請求書では、住民票のコピーで開示をする旨の決定を2件いただきました。

国税庁、国税局、そして税務署は、納税者のまちがい等にはきびしくて、

(略)

自分達のあやまりは、不問にして、謝罪もありません。

(略)

添付資料2に書いてありますが、再度書かせていただきます。(上記19同旨)

(略)

2.1 意見書3(令和3年(行個)諮問第69号)

特定税務署Aに関する事、一応全部コピーをしました。添付しておきます。参考にしてください。(1)

更に、上記19を参考にしてください。

私は、令和3年1月12日(火)に「保有個人情報開示請求書」を、住民票の写しのコピーを同封し、開示請求しました。

補正の求めもありました。(「住民票の写し」の原本の提出です)

しかし、最終的には、特定税務署長Aからの開示をしない旨の決定の通知が届きました。令和3年2月13日(土)でした。

文書番号は、特定記号A53でした。

これについて、審査請求書を国税庁長官に郵送しました。(令和3年2月17日(水)に特定郵便局から)

(略)

国税庁の理由説明書では、国税庁のいいぶんだけです。

私が審査請求書に書いた審査請求書の理由(上記2)について、説明されてはいません。

まして、審議会に諮問の時、審査請求書と添付書類が提出されているのかわからないのか、判明しませんので、書きます。(上記2同旨)

理由説明書は、処分庁2は補正を求めたとありますが、国税庁は、国税庁への開示請求を私がしたときには住民票の写しのコピーでしたが、補正を求めませんでした。

だから、原処分2を取り下げる。

私の審査請求書どおり認め、諮問もせず、裁決書を送るべきだったと思います。

(略)

又、貴審査会事務局から届いた開示をする旨の決定通知(総務大臣からです)については、今後どうされるのか、心配をしております。

(略)

先に送付したなかにも、総務大臣からの決定通知書のコピーを添付しております。

担当者のせいにはしないでください。

次に理由説明書の記入のなかで「住民票の写し等を提出しなかった」とあります。

このなかの写し等の等はどういうことでしょうか。

他に「住民票の写し」原本のかわりにあったのでしょうか。

上記19をみてください。「確認書」の方法がありました。

「等」について説明し、補正を処分庁2はするべきだったと思います。おこたっていると思います。

他の事案と同じことを書きます。（上記19同旨）

（略）

2 2 意見書4（令和3年（行個）諮問第71号）

上記20及び21と同内容です。参考にしてください。

又、上記19も参考にしてください。

理由説明書について、住民票の写し等の「等」について、考えてみました。

「等」には、「住民票の写し」のコピーも入るのではないのですか。

国税庁長官が住民票の写しのコピーで開示を決定する旨の決定をしてくれたのはこの「等」のことではないのですか。そう私は思ってしまいます。

あるいは、又、別の理由があるのでしょうか。

何度も書きます。

他の事案のことです。（上記19同旨）

審査会事務局長 以上のこと等を意見とします（関係書類は上記19をふまえて、ご検討ください。

（略）

2 3 意見書5（令和3年（行個）諮問第81号）

（略）

特定税務署Dの書類を添付します（写し）

又、私が国税庁長官に、令和3年6月28日（3.6.29受付）に郵送した、保有個人情報についてのお尋ねに関する写しを添付します。

国税庁は、私のお尋ねについて、文書ではこたえられないそうです。

住民票のコピーに関することですがかんたんなことをかけないのでしょうか。

今回の意見書と関係します。

（略）

（上記19同旨）

（略）

尚、上記19に①～⑧に関する書類の写しが添付しています。

さんこうにしてください。

（略）

2 4 意見書6（令和3年（行個）諮問第85号）

特定税務署Fの不開示決定に関することです

これについての関すること、コピーしましたので、添付します。

（略）

尚，令和3年6月8日に，上記19を郵送しました。

たくさんの参考資料を添付してあります。これとあわせて，検討してください

(略)

理由説明書について，少しなぞってみます。

理由説明書についてのギモン。

審査請求人が，特定税務署長に対しての「特定税務署長」は，特定税務署長Fで良いのですよね？

形式上の不備（本人確認書類の未提出）があるため，の書類として，住民票のコピーでは未提出になるのですかね？

相当の期間を定めて補正を求めたが，相当の期間ってどれくらいなのかな？

令和3年2月15日付「特定記号37」って特定記号F37と同じなんでしょうね？

(略)

さて，

「私は住民票の写しのコピーでも良いと思っています」と請求書に追記しました。

これは，国税庁長官に，住民票のコピーで保有個人情報を請求しましたら，国税庁長官から，開示決定をしていただいた事案があるからです。

補正を求めるなら，どういう理由でコピーで良いかきいてくれたら良かったのと思います。

補正で特定税務署長Fは住民票の原本といわれただけで，住民票の写し等といっていないのですよ。

よって，理由説明書には，うそがまじってかかれています。

又，補正の用紙で，国税庁から住民票のコピーで国税庁から開示していただいた旨を記入したのに，国税庁に確認をとってくれたのでしょうか。

理由説明書には，都合の良いことだけがかけられているだけです。

(略)

もう一度，同じことを書きます。（上記19同旨）

(略) 尚，上記19に関係書類がてんぷされています。良くみてください。

(略)

25 意見書7（令和3年（行個）諮問第82号）

(略)

特定税務署Eに関する事，コピーしました。添付します。

収入印紙の件は，ただ，私のことですから，300円で良いと思います。

住民票のコピーでも良いと思います。総務大臣からも，貴審査会事務局からも開示決定をしていただきましたよね。

ひるがえしてはいけません。完結をしています。

さて、上記19で関係すること資料の写しがてんぷされています。

それを、さんしょうしてください。

(略) 何度でも書きます。住民票のコピーで開示決定していただいた官庁のことで。

(略)

私は住民票のコピーで次のような開示決定を受けました。(上記19同旨)

以上のようなケースがありました。よって私は住民票のコピーで良いと思っています。

(略)

26 意見書8(令和3年(行個)諮問第83号)

名古屋国税局に関することです。

これに関する資料 コピーしました 添付します。

理由説明書には、総務大臣から、住民票のコピーで決定してもらったこと、国税庁長官からも住民票のコピーで決定してもらったことがふれていません。都合の良いことだけを書いています。

私の審査請求をした理由について書かれていませんので、記入します。

(上記7同旨)

以上のように書きました。

だから、理由説明書には、これも書いて、このムジュンしたことにどうするのかとか、謝罪するべきではないんですか、そう思いませんか、事務局長。

国税庁の理由説明書であるなら、以前の決定したことを説明等をして、諮問する必要もないのではないんですか。

(略)

他にも、住民票のコピーで個人情報の開示決定をしていただきました。

大阪国税局の関係で、上記19を令和3年6月8日に郵送しました。同じような内容ですので、さんこうにみてください。検討してください。

もう一度、他の意見書でも書いておりますこと、書きたいと思います。

(上記19同旨)

以上のこともふまえ、ご検討ください

上記19に、関係資料はあります。

(略)

27 意見書9(令和3年(行個)諮問第84号)

特定税務署Fに関することです。

これの関係資料をコピーします。

私は、審査請求書(上記8)に書いた理由により、住民票のコピーで良いと思います。

尚、審査請求書に書いたことを理由説明書では書いていません。

国税庁の不都合なことを書かないのはいかがなものでしょうか。

審査請求書の理由を書いております。又、令和3年6月29日の受付の私がお尋ねした文書と国税庁からの文書をてんぷします

(略)

審査請求書の理由です。(上記8同旨)

以上のように書きました。

他の事件について意見書をいくつか書いております。上記19をみてください。同じ内容の件です。

他の官庁でも、住民票のコピーで開示決定をしていただきました。①ないし⑧をのしりました。検討にあたり、さんしょう等してください。

もう一度①～⑧を書きます。(略)

(上記19同旨)

以上です。住民票のコピーで決定していただいております。審査請求書の趣旨どおりにしていただきたいと思っております。

28 意見書10(令和3年(行個)諮問第86号)

特定税務署G関係です。資料てんぷします。

内容は上記19と同じですが関係資料等をさんこうにしてください。

(略)

私は①～⑧までのように、住民票のコピー等で、保有個人情報の開示決定をしていただきました。(上記19同旨)

以上のこと等を意見とします。関係書類は上記19に添付されています。

(略)

29 意見書11(令和3年(行個)諮問第87号)

特定税務署Gに関することです。

以前、上記19の意見書をさんしょうしてください。

理由説明書は、国税庁の都合の良いことを書いているだけです。

私は、審査請求書(上記11)にも書きましたが、国税庁長官のお名前で二度、住民票のコピーで個人情報を開示決定していただきました。

国税庁に不利なことは書かないのですか。2回も開示決定しておきながら、今さら不開示決定はないと思いませんか。国税庁が、名古屋国税局、そしてその特定税務署Gをかんりしているのですしたら、親分がみとめているのに、そう思いませんか。又、国税庁は、今回不開示でした。国税庁は先に開示決定しているのですよ。手のひらをかえさないでください。

(略)

私は、先の事例とか、又、他かん庁のこととか、住民票のコピーでよいと思っております。

まして、総務大臣も住民票のコピーで私の個人情報を決定していただきま

したよね。わすれないでください。

(略)

何度も書きます。(略)

(下記資料は大阪国税局の事案にコピーあります。)

(上記19同旨)以上です。

私は、住民票のコピーで、良いと思います。

すでに住民票のコピーで開示決定されたことは、完結しています。資料もいただき、他に活用させていただきました。

国税庁のかつてな理由説明書(上記第3)は、わるい部分(都合のわるいところ)をしめしていません。

特定税務署Gに関する事、コピーをとりまして、資料として、てんぷします。

(略)

30 意見書12(令和3年(行個)諮問第90号)

原処分13に関する事です。

審査会の諮問番号は、令和3年(行個)諮問第90号です。

尚、特定税務署Hに関する事、コピーしました。添付します

バラの資料があり、国税庁に関するものとわかり、原物は今日、そのつづりへ、そしてコピーをとりました。添付します。

なぜ、この意見書につけようと思ったのは、事務の遅さです。

だから以前2回も住民票のコピーで決定していただいて、3回目には原本とかいって、ごまかしているからと回答になっていないと思います。

(略)

さて、意見です。

理由説明書の(2)検討のらんです。

また、審査請求人は上記の求補正に対し、住民票はコピーで良い旨を主張し提出しなかった、

とありますが、

私は、補正にて、以前の保有個人情報の時、住民票のコピーで国税庁から開示決定していただき、資料もうけとったことを書いています。

先に国税庁がしたことをだまって、この理由説明書はいかがなものだと思います。

(略)

理由説明書からは、私の審査請求の理由がありませんから、もう一度書きます。又、資料に審査請求書のコピーがあります。

(略)

審査請求書の理由(上記13同旨)

以上と書きました

(略) 令和3年6月8日に意見書(上記19)を郵送しました。

これに資料等つけました。さんこうにしてください。

そして、同じことを、又、書きます。

私は、住民票のコピー等で、開示決定をしていただきました。(上記19
同旨)

(略)

私の意見どおり、住民票のコピーで良いとこたえて欲しいです。

(略)

3.1 意見書13(令和3年(行個)諮問第88号)

特定税務署Eに関する意見を書きます。

理由説明書では、国税庁のいいぶんだけです。審査会にあがってきている
のか、わかりませんが、私の審査請求の理由にも、理由説明書に書くべきで
す。

そして、国税庁が住民票のコピーで、開示決定をした2件についても、説
明すべきです。

(略)

特定税務署Eに関する書類をコピーしました。

尚、特定税務署Eにこの件よりも前に、開示請求したときの資料もコピー
しました。てんぷします。

これをみてください。

令和2年3月22日に保有個人情報開示請求書を郵送しました。この時は、
本人確認書類はだしませんでした。

令和2年4月8日に特定税務署Eから本人確認書類の提出と、開示請求の
確認(期限の説明なし)でした。

令和2年4月13日に、免許証のコピーと住民票のコピーを郵送しました。
あわせ、「お願い」の文書を

令和2年4月20日付特定記号E200文書が届きました。保有個人情報の
特定の為でした。

住民票のコピーを郵送した件については、原本とかの提出とかは求められ
ませんでした。

文書の特定ができない為ということで、開示をしない旨の決定についてが
届きまして(2.5.22)(特定記号E319, 2.5.20), これか
らみますと、特定税務署Eは住民票のコピーで、不開示決定をしたことにな
ります。

本人確認書類の不備ではなく、文書の特定ができない理由の不開示でした。
かりに、特定税務署Eが私のことを理解しようとするればかんたんに特定で
きたと思います

そしたら、開示決定だったかもわかりません。

よって、特定税務署長Eは、先きに住民票のコピーで開示決定をしたことは、今回の場合、住民票のコピーで開示決定をするべきだと思います。

よって、審査請求書どおり裁決すべきだと思います

(略)

3.2 意見書1.4 (令和3年(行個)諮問第9.1号及び同第9.2号)

(略)

大阪国税局に関する意見書(上記1.9)をさんしょうしてください。

又、東京国税局に関すること、コピーをとりました。添付します。

(略)

国税庁の理由説明書では、国税庁の住民票のコピーで私に開示決定した2件の通知にふれてないのが、ひきょうだと思います

これについて説明するべきです。

私の審査請求の理由が国税庁の理由説明書では、説明されていません。まさに国税庁はひきょう者だと思います。

原処分1.4文書による理由です(上記1.4同旨)以上です。

又、原処分1.5文書による、理由です(上記1.5同旨)以上です。

2件の審査請求の理由からわかるように、住民票のコピーで開示決定をしていただきました

これをふせて、理由説明書をかいては駄目です。国税庁長官、そして前国税庁長官のおこなったことを認めて、私の審査請求書どおり、取りけす裁決を求めます。

(略)

もう一度かきます。他にも次のような事例がありました。(上記1.9同旨)

9. 令和2年3月22日に特定税務署Eへ保有個人情報開示請求しましたこの時、本人確認書類を入れわすれました。

令和2年4月8日に本人確認書類の提出と内容の確認でした。

令和2年4月13日に免許証のコピーと住民票のコピーを郵送しました。

令和2年4月20日付特定記号E800文書が届きました。保有個人情報の特定の為でした。

住民票のコピーを郵送したことについては、原本とかの提出の補正は求められませんでした。

文書の特定ができない為ということで、開示をしない旨の決定についてが届きました(2.5.22)

これからみますと、住民票のコピーで良かったです。

以上のことから、住民票のコピーの事案もあり、私は審査請求書のとおりに取りけすべき裁決を求めます。

(略)

3 3 意見書 1 5（令和 3 年（行個）諮問第 9 8 号）

特定税務署 H に関する意見をのべます。

これまで、同じ事例等の意見書を郵送しました。

大阪国税局の事案（上記 1 9）にてんぷ資料をつけてあります。さんこうにしてください。

（略）

審査請求書にあげた、理由をもう一度かきます

理由説明書にこれに関することふれていないのはおかしいと思います。

審査請求の理由（上記 1 6 同旨）

住民票のコピー等で下記のような事例がありました。「住民票の原本」でなくても、開示決定等（個人情報について）をそれぞれの官庁からしていただきました。

すでに、前例ができました。国税庁はみずから、法をやぶって前例をつくったのですか？これに従うべきです。

前例等について、書かせていただきます。（上記 1 9 同旨）

⑨. 令和 2 年 3 月 2 2 日に特定税務署 E へ保有個人情報開示請求をしました

この時、本人確認書類を入れわすれました。

令和 2 年 4 月 8 日に、本人確認書類の提出と内容の確認がありました。

令和 2 年 4 月 1 3 日に、免許証のコピーと住民票のコピーを郵送しました。

令和 2 年 4 月 2 0 日付特定記号 E 8 0 0 文書が届きました。保有個人情報の文書の特定の為でした。

住民票のコピーをしたことについては、問題はありませんでした。

文書の特定ができない為ということで開示をしない旨の決定についてが届きました（令和 2 年 5 月 2 2 日です。）

以上の前例があり、まして、国税庁は、国税庁自身が住民票のコピーで開示決定をおこないました。

これをとやかく言うことははなはだおかしいです。

国税庁自身が住民票のコピーで、開示決定通知をおこなったことは事実であります

よって、審査請求のとおり、処分のとりけず裁決を求めます

（略）

3 4 意見書 1 6（令和 3 年（行個）諮問第 9 9 号）

（1）住民票の写しのコピーで前国税庁長官から、「住民票の写し」の原本を提出してくださいという補正もなく、保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）を受取りました。

令和 2 年 6 月 1 7 日付特定文書番号 C 文書でした。資料も請求して、受

取っています。

※ 住民票のコピーで開示決定をなされたことは、本来の「住民票の写し」原本と同じようになりました。

これは、国税庁が前例をつくられたことになります。

- (2) 住民票の写しのコピーで、国税庁長官から「住民票の写し」の原本を提出してくださいという補正もなく、保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）を受取りました。

令和2年11月19日付特定文書番号A文書です。そして、資料も請求し、受領しました。

尚、この時1件については、保有していないという理由で、保有個人情報の開示をしない旨の決定についてを受取りました。

令和2年11月19日付特定文書番号G文書です。しかし、現実に保有していると思います。審査請求書と意見書がでていますと思います。

※ さて、上記（1）と同じように、住民票のコピーで開示決定をなされたことは、住民票の写しの原本とコピーとは、かわりがないということだと思えます

※ これで2つの事例とも、住民票のコピーで本人確認の書類にかわるという説明を国税庁長官、それぞれお二人が通知したことによって、開示決定を行なったことにより、事実になりました。前例になったと思います。ずっと以前にも、住民票のコピーでいただいたものがあったと思います。

- (3) 諮問第99号について、一応コピーしました。くびをかしげたくなることもあります。

国税庁の理由説明書の、処分庁は補正を求めるべきとされている（平成30年度（行個）答申第1号が何なのかわかりませんが、補正をしないといわれても、先に2件前例をつくられたのですから、おかしいですね。

（略）

- (4) 大阪国税局に関する意見書（上記19）について、コピーをとりました。ただし、てんぷ書類は提出済のみてください。

上記（1）及び（2）の事例とは別にいくつかの事例がのべてあります。一応、ぬきだしてみます。（上記19同旨）

関係書類は意見書（上記19）にあります。

以上のような事例もあり、住民票のコピーでも本人確認はよいと思えます。

- (5) 総務大臣に「保有個人情報についてのお尋ね」を令和3年6月28日に郵送しました。総務大臣から住民票のコピーで開示決定したことについて、正しいのは何かとぎもんが生じお尋ねを思いました。

令和3年7月9日に「保有個人情報の開示決定手続きについてのお詫び

と御連絡について」そしてあらたに「住民票の写し」をとって郵送してくださいでした。

私は、事務局長様、おかしいと思いました。原則、開示請求をする日前三十日以内の「住民票の写し」原本なんでしょう。

あらためて「住民票の写し」を提出してください。

これってものすごくイワカンを持ちました。総務省のご都合なだけですか。

すでに、総務大臣で、住民票のコピーで決定されたこと、これも国税庁長官がコピーでした決定も、前例ができたことと思います。

以上、関係するものコピー添付します。

審査請求の理由により、審査請求者のおりで正しいと思います。

別表

| 1 諮問番号 | 2 処分庁 | 3 原処分の年月日等 | 4 本件対象保有個人情報記録された文書 |
|----------------|---------------|-----------------------------|--|
| 令和3年（行個）諮問第63号 | 大阪国税局長（処分庁1） | 令和3年2月5日付け大局総総（情公）第4号（原処分1） | 私，開示請求者が令和2年10月29日に発送しました（大阪国税局長あて）「お願い」について，これに関するいっさいがっさいのこと，及び，私が令和2年11月4日に郵送した（大阪国税局長あて）「お礼をさせていただきます」について，これに関する一切合切のこと，そして私へのお礼の言葉（手紙）等のわかる書類。 |
| 令和3年（行個）諮問第69号 | 特定税務署長A（処分庁2） | 令和3年2月12日付け特定記号A53（原処分2） | 私が令和2年3月8日（特定ポストへ）に請求した行政文書等の開示請求から，これに関することがらで，私に関すること等の一切がっさい。 |
| 令和3年（行個）諮問第70号 | 特定税務署長B（処分庁3） | 令和2年12月8日付け特定記号B552（原処分3） | 平成15年7月に特定税務署長Bを被供託者の氏名として，特定地方法務局特定支局に供託しました。多気7枚の通知が特定支局から特定税務署Bに送付されたと思います。大事な国の予算を無だにしたいけません。これに関する，受取ってから，処理するまでの一切がっさいの書類です。 |
| 令和3年（行個）諮問第71号 | 特定税務署長C（処分庁4） | 令和3年2月16日付け特定記号C30（原処分4） | 開示請求者が特定税務署Cに開示請求した書類から，それにともなってお尋ね等した書類に関する決裁等の書類の一切がっさいです。 |
| 令和3年（行個）諮問第81号 | 特定税務署長D（処分庁5） | 令和3年2月17日付け特定記号D61（原処分5） | 私が行政文書開示請求書（2.3.3収受）をしました。 これについてははじめから終りまでの私に関する一切合財の書類等（決才文書等もふくみます。） |

| | | | |
|----------------|---------------|----------------------------|---|
| 令和3年（行個）諮問第82号 | 特定税務署長E（処分庁6） | 令和2年12月10日付け特定記号E769（原処分6） | <p>私のアルバイト（特定税務署E）面接で、令和2年2月25日（火）で特定職員A（特定役職Aから、パワーハラスメント（再任用中でした）を受けました。私は特定役職Bです。特定職員Aは上司にあたります。</p> <p>そして、令和2年2月28日（金）に特定職員Aから不採用を電話にて告げられました。本当は面接の時、翌週の火曜日（私の休みの日でした）うそつきです。</p> <p>この時の私の面接等及びこれに関するいっさい合さいの書類。</p> <p>そして、不合格にあい、私は特定税務署長E等（特定職員A、特定職員B）に謝罪等お願い等しました。そしてこれらにかかわる連絡事項等あるいは、これに関する決議書等の私に関することがわかる書類です。</p> <p>又、この日から、私は情報公開をいくつかしましたそのいっさいがっさいの書類（途中のものもふくみます。）</p> <p>以上に関する個人情報です。</p> |
| 令和3年（行個）諮問第83号 | 名古屋国税局長（処分庁7） | 令和2年12月8日付け名古屋公開123（原処分7） | <p>私のアルバイト（特定税務署E）面接で、令和2年2月25日（火）で、特定職員A（特定役職A）から、パワーハラスメント（再任用中でした）を受けました。私は特定役職Bです。上司にあたります。</p> <p>そして、令和2年2月28日（金）特定職員Aから不採用を電話にて告げられました。本当は面接の時、翌週の火曜日（私の休みの日でした）うそつきです。</p> <p>これについて、私は、名古屋国税局にお願い等しました。このお願い等と名古屋国税局長又は担当者等からの連絡事項等あるいはこれに関する決裁等の私に関することがわかる文書です。</p> |
| 令和3年（行個）諮 | 特定税務署長F（処 | 令和2年12月15日付け | 令和2年4月1日から～令和2年10月31日までの私（開示請求者）に関する一切合さいの書類等 |

| | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|---|---|
| 問第8 4号 | 分庁 8) | 特定記号 F435 (原処分 8) | |
| 令和3 年(行 個)諮 問第8 5号 | 特定税 務署長 F(処 分庁 8) | 令和3年 2月15 日付け特 定記号F 37(原 処分9) | 令和2年4月1日から～令和2年12月31 日までの私(開示請求者)に関することの一 切合切の書類等。 |
| 令和3 年(行 個)諮 問第8 6号 | 特定税 務署長 G(処 分庁 9) | 令和3年 2月15 日付け特 定記号G 44(原 処分1 0) | 令和元年8月から～令和2年10月31日ま での開示請求者がお尋ね等をした一切合切の 書類及び貴署が私にあてられた文書関係等と 決才書類等。 以上、私に関する一切合切の書類等。 |
| 令和3 年(行 個)諮 問第8 7号 | 特定税 務署長 G(処 分庁 9) | 令和2年 12月1 4日付け 特定記号 G538 (原処分 11) | 令和元年8月から～令和2年10月31日ま での開示請求者がお尋ね等した一切合切の書 類及び貴署が私にあてられた文書関係等と決 裁書類等 以上、私に関する一切合切の書類等 |
| 令和3 年(行 個)諮 問第8 8号 | 特定税 務署長 E(処 分庁 6) | 令和3年 2月15 日付け特 定記号E 48(原 処分1 2) | 私が、特定税務署長E等に謝罪等お願い等し ました、そして、これらにかかわる連絡事項 等あるいはこれに関する決裁書類等の私に関 することがわかる書類です。 又、この日から私は情報公開を特定税務署E にしました。そののいっさいがっさいの書類 です。 以上に関する私の個人情報です。 |
| 令和3 年(行 個)諮 問第9 0号 | 特定税 務署長 H(処 分庁1 0) | 令和3年 2月26 日付け特 定記号H 第104 | 開示請求者が昨年(令和2年)中に開示請求 等した書いから、それにともない貴署が、 私にあてた関係書類(決サイ関係等)のいっ さい合才です。 |

| | | | |
|----------------|-------------------|----------------------------------|--|
| | | 号（原処分13） | |
| 令和3年（行個）諮問第91号 | 東京国税局長（処分） 庁11 | 令和2年12月18日付け 東局総総8-614（原処分14） | <p>1. 東京国税局関係</p> <p>①令和2年4月10日付「行政文書開示請求書」</p> <p>②令和2年4月15日付開示請求書の補正の求めに係る「決裁文書」</p> <p>③令和2年4月15日付東局総総8-165「開示請求書の補正の求め」（写し）</p> <p>④令和2年5月7日付開示請求書の補正の求めに係る「決裁文書」</p> <p>⑤令和2年5月7日付東局総総8-190「開示請求書の補正の求め」（写し）</p> <p>⑥令和2年5月12日付で貴殿より送付のあった「行政文書開示請求書の補正書」</p> <p>⑦令和2年5月15日付開示決定等の期限の延長について（通知）に係る「決裁文書」</p> <p>⑧令和2年5月15日付東局総総8-202「開示決定等の期限の延長について（通知）」（写し）</p> <p>⑨令和2年4月10日付行政文書開示請求書に係る「決裁文書」</p> <p>⑩令和2年6月30日付東局総総8-256「行政文書開示決定通知書」（写し）</p> <p>⑪令和2年9月28日付「審査請求書」（写し）</p> <p>⑫令和2年5月1日付で貴殿から送付のあった文書に対する回答</p> <p>⑬令和2年7月21日付で貴殿から送付のあった「お尋ねします」に対する回答</p> <p>⑭令和2年9月24日付で貴殿から送付のあった「お尋ね」に対する回答</p> <p>2. 特定税務署1関係</p> <p>①令和2年9月25日付「行政文書開示請求書」（写し）</p> <p>②令和2年9月25日付行政文書開示請求書に係る「決裁文書」</p> |

| | | | |
|-----------------|----------------|-------------------------------|--|
| | | | ③令和2年10月21日付東局総総8-462「情報公開法に基づく開示請求（特定記号12020-3）に係る審査結果について（通知）」 |
| 令和3年（行個）諮問第92号 | 東京国税局長（処分庁11） | 令和2年12月18日付け東局総総8-615（原処分15） | 3. 特定税務署H関係 ①令和2年3月7日付「行政文書開示請求書」（写し） ②令和2年4月1日付特定記号H第163号「行政文書不開示決定通知書」（写し） ③令和2年6月26日付「審査請求書」（写し） |
| 令和3年（行個）諮問第98号 | 特定税務署長H（処分庁10） | 令和2年12月15日付け特定記号H第961号（原処分16） | 令和2年3月9日受付 行政文書開示請求書からあと、2回、開示請求を行なっています。これに伴う書類 特定税務署Hの決裁関係の書類 又、私が質問状等を郵送したことで、特定税務署Hの回答等及び決裁書関係（回答を出すためとう）。又、国税庁へも審査請求しましたので、双方の書類関係、東京国税局関係等の私が開示請求した関係によつての一切合切のことです。 |
| 令和3年（行個）諮問第99号 | 国税庁長官（処分庁12） | 令和3年2月10日付け官公1-10（原処分17） | 私開示請求者が令和2年8月28日に郵送した国税庁長官宛「お願い」を処理していただいた一切合切の書類、経過等がわかる書類 |
| 令和3年（行個）諮問第100号 | 国税庁長官（処分庁12） | 令和3年2月26日付け官公1-13（原処分18） | 私、開示請求者が昨年（令和2年1月～12月まで）に前国税庁長官そして国税庁長官にあてた、もろもろの文書等々（お尋ね、苦情、お願い、行政文書関係、保有個人情報関係等等） |